

〈注意事項〉

- ※ 記載内容が事実と異なると判明した場合、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の認定を取り消し、また、給付した額に相当する金額の全部または一部を徴収する場合があります。
- ※ 申立書の提出と一緒に保護者の戸籍謄本が必要となります。

母子（父子）で生活していることの申立書

名護市長 殿

受付印	申立日	年 月 日
	申立人住所	
	申立人氏名	
	連絡先	児童との続柄

下記のとおり、母子（父子）で生活していることを申し立てます。

記載事項に変更があれば、直ちに申し出ます。

保護者	ふりがな	
	氏名	
在園又は 入所希望児童	ふりがな	
	氏名	
配偶者と別居した日	年 月 日	
児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 受給なし→理由[] <input type="checkbox"/> 受給あり（ <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中） <input type="checkbox"/> 申請予定	
申立内容		

下記の各項目を御確認のうえ、同意しましたらチェックをしてください。

なお、チェック漏れがあった場合は、本申立書を受付できませんので御了承ください。

確認・同意事項		チェック項目
1	「母子（父子）で生活していることの申立書」について、すべての内容を確認し了解したものとします。	<input type="checkbox"/>
2	「母子（父子）で生活していることの申立書」に記入した内容について虚偽はなく、〈注意事項〉の記載内容も確認しています。	<input type="checkbox"/>
3	申請後、家庭状況（家族構成（同居人など含む）・住所・氏名・連絡先）、婚姻（事実婚）、離婚（離婚調停）、児童扶養手当の受給の有無、保育必要性の事由や課税情報などについて変更があった場合は、必要な提出書類を準備し速やかに名護市へ変更の届出（手続き）を行います。	<input type="checkbox"/>
4	申請後、当該が、本申立書以外にも必要と判断し、書類などの提出を要求した時は速やかに提出します。	<input type="checkbox"/>
5	課税情報がわからない場合の保育料については暫定（最高階層）になります。また、未申告の場合は、保育料の算定を行うために必要な情報のため、必ず申告を行ってください。	<input type="checkbox"/>
6	本申立書の情報内容については、名護市の他部署への提供・確認を行うことがあります（児童扶養手当担当部署など）。	<input type="checkbox"/>
7	今回提出できなかった本来提出すべき書類について、状況に変化があり提出ができるようになった場合には、速やかに名護市へ提出します。	<input type="checkbox"/>